

本資料のうち、枠囲みの内容は、営業秘密又は防護上の観点から公開できません。

東海第二発電所 工事計画審査資料	
資料番号	工認-089 改1
提出年月日	平成30年5月15日

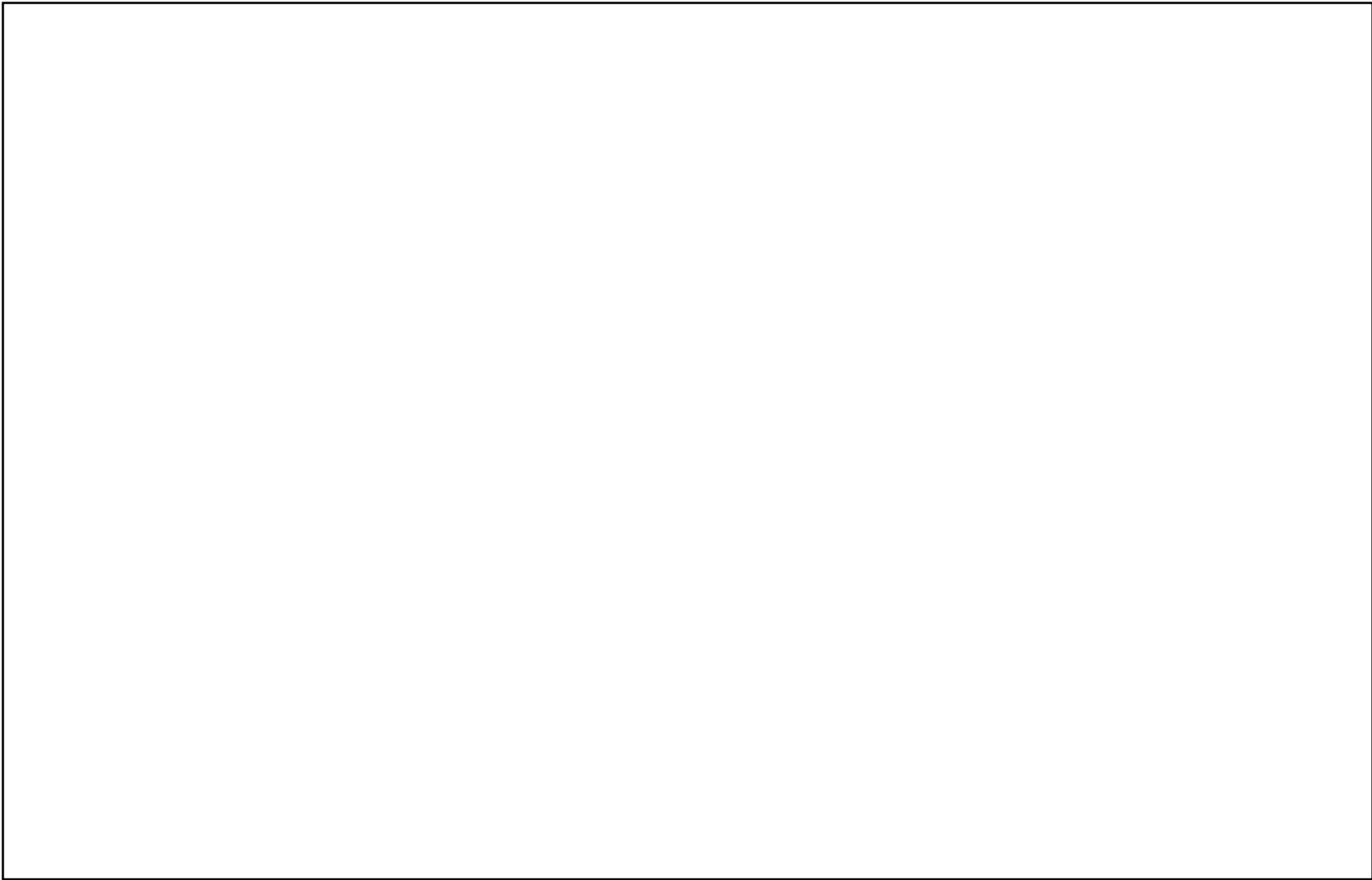
日本原子力発電株式会社
東海第二発電所 工事計画審査資料
その他発電用原子炉の附属施設のうち
緊急時対策所

(本文)

1 緊急時対策所

(1) 緊急時対策所機能

変更前	変更後
-	<p>緊急時対策所（東海，東海第二発電所と供用，（以下同じ。））は，以下の緊急時対策所機能を有する。</p> <p>1. 居住性の確保に関する機能</p> <p>原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常（以下「原子炉冷却材喪失事故等」という。）が発生した場合において，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができ，必要な期間にわたり滞在できるものとする。また，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え，原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含め，重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものとする。</p> <p>緊急時対策所は，重大事故等時において，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するため適切な換気設計を行い，緊急時対策所の気密性及び緊急時対策所遮蔽の機能とあいまって，居住性に係る判断基準である緊急時対策所にとどまる要員の実効線量が事故後7日間で100 mSvを超えないものとする。また，緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう，放射線量を監視，測定する放射線管理施設のうち緊急時対策所エリアモニタ及び可搬型モニタリング・ポストを保管することができるものとする。</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるものとする。</p> <p>2. 情報の把握に関する機能</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，中央制御室の運転員を介さずに事故状態等を正確，かつ速やかに把握できるとともに，重大事故等が発生した場合においても，当該事故等に対処するために必要な情報を把握できるよう，必要なパラメータ等を収集し，緊急時対策所内で表示できるものとする。</p> <p>3. 通信連絡に関する機能</p> <p>原子炉冷却材喪失事故等及び重大事故等が発生した場合において，発電所内の関係要員に指示や発電所外関連箇所との通信連絡等，発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うとともに，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERS S）等へ必要なデータを伝送することができるものとする。</p>



工事計画認可申請	第 9-7-1-1 図
東海第二発電所	
名称	その他発電用原子炉の附属施設のうち緊急時対策所の設置場所を明示した図面（緊急時対策所建屋）
日本原子力発電株式会社	